

# みなかみ町生きる支援計画（案）

～みんなで取り組む自殺対策～



平成31年3月  
みなかみ町

はじめに

近年の日本社会は、少子高齢化・高度情報化などが進む中で価値観も多様化し、地域社会よりも個人を重視する傾向が進んでいるように思われます。経済格差、教育機会や雇用等の社会的格差も拡大し、その影響はみなかみ町における私たちの暮らしにも及んでいます。

そうした中で、さまざまな悩みや不安を抱えて生活に困ったときなどに、誰を頼ればいいのか、どこに相談すればいいのか分からないという方や、相談することをためらって悩みや問題をひとりで抱え込んでしまっている方もいるのではないのでしょうか。現にみなかみ町においては、経済的・社会的な悩みを抱えている方への相談支援の体制が十分に整備できていない現状です。

この状況を変えるために、私自身を含めた町職員全員が先頭に立って、さまざまな不安や生活困窮などの悩みを抱える町民の皆さんの相談支援に取り組むことを通じて「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」の実現を目指します。これまでみなかみ町が取り組んできた町民の皆さんとの協働による「まちづくり」をさらに進化させることで、これを実現できると信じています。

今回策定した『みなかみ町生きる支援計画』は、その実効性を高めるために、町の全事業の中から精査した「生きる支援」に関する事業を最大限に生かして策定しました。今後、本計画に基づいて国や県などの関係機関・町内の関係団体をはじめ、地域の皆さんと協力して、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進してまいります。

どうか、町民の皆さんのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成31年3月

**みなかみ町長 鬼頭春二**

## 目 次

### 第 1 章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

### 第 2 章 みなかみ町の自殺をめぐる現状と課題

- 1 統計データから見るみなかみ町の現状・・・・・・・・ P 3
- 2 みなかみ町における特徴的な 3 つのポイント・・・・ P 7

### 第 3 章 「生きる支援」の基本理念及び基本方針

- 1 「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の推進・・・・ P 9
- 2 関連施策の有機的な連携による総合的な対策の展開・・・・ P 9
- 3 対応のレベルと段階に応じた、効果的な施策の連動・・・・ P 10
- 4 実践と啓発を両輪とした推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 5 関係者の役割の明確化と、その連携・協働の推進・・・・ P 10

### 第 4 章 みなかみ町生きる支援施策の 8 本柱

- 【基本施策 1】 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ P 12
- 【基本施策 2】 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ P 14
- 【基本施策 3】 町民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 【基本施策 4】 生きることへの促進要因への支援・・・・・・・・ P 16
- 【基本施策 5】 児童生徒の S O S の出し方に関する教育・・・・ P 19
- 【重点施策 1】 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・ P 23
- 【重点施策 2】 生活困窮者支援と自殺対策の連動・・・・ P 25
- 【重点施策 3】 就業者の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・ P 27

### 第 5 章 自殺対策の推進について

- 1 計画の推進に向けた役割及び取組・・・・・・・・・・・・ P 28
- 2 自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 30

本計画で使用する用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 32

- 1 自殺対策基本法(平成 28 年 4 月改正)
- 2 自殺総合対策大綱(概要)(平成 29 年 7 月閣議決定)
- 3 みなかみ町生きる支援(自殺対策)推進本部設置要綱
- 4 生きる支援関連施策一覧

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危険な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人の数が年々減少へ転じるなど、成果を上げています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「各自治体における自殺対策計画」を策定することとされました。

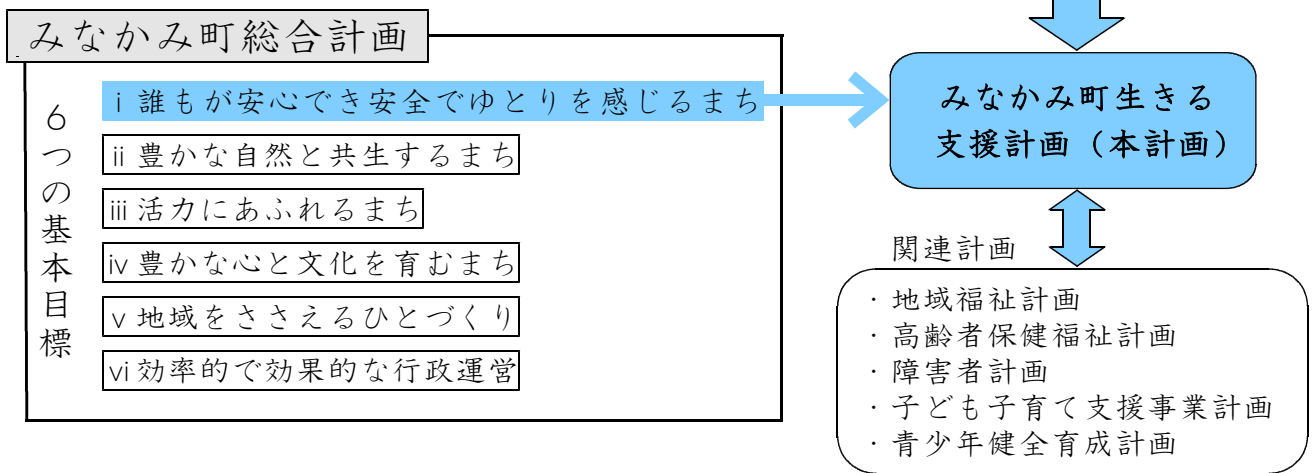
これらの背景を踏まえ、「生きることへの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることへの促進要因」を増やす取組を全町を挙げて推進するため、「みなかみ町生きる支援計画」を策定し、本計画の実行を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」の実現を目指します。

【※自殺対策：P31参照】

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくために、本計画を、「第2次みなかみ町総合計画」における6つの基本目標のうち、「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」を目指す方針に位置づけます。



## 3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年6月に初めて策定された後、一部改正を経て平成24年8月全体的な見直しがありました。その後平成28年の自殺対策基本法改正を踏まえ、平成29年7月新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。これまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われています。

このことから、「みなかみ町生きる支援計画」の推進期間は平成31年度から平成35年度までの5年間とします。また国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行います。

## 4 計画の数値目標

包括的な自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」です。この対策を進める上で具体的な数値目標等を定め、取組の成果を検証していく必要があります。みなかみ町では、平成25年から平成29年において平均して毎年約6人の方が亡くなっているという状況から、計画最終年度の平成35年度までに、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

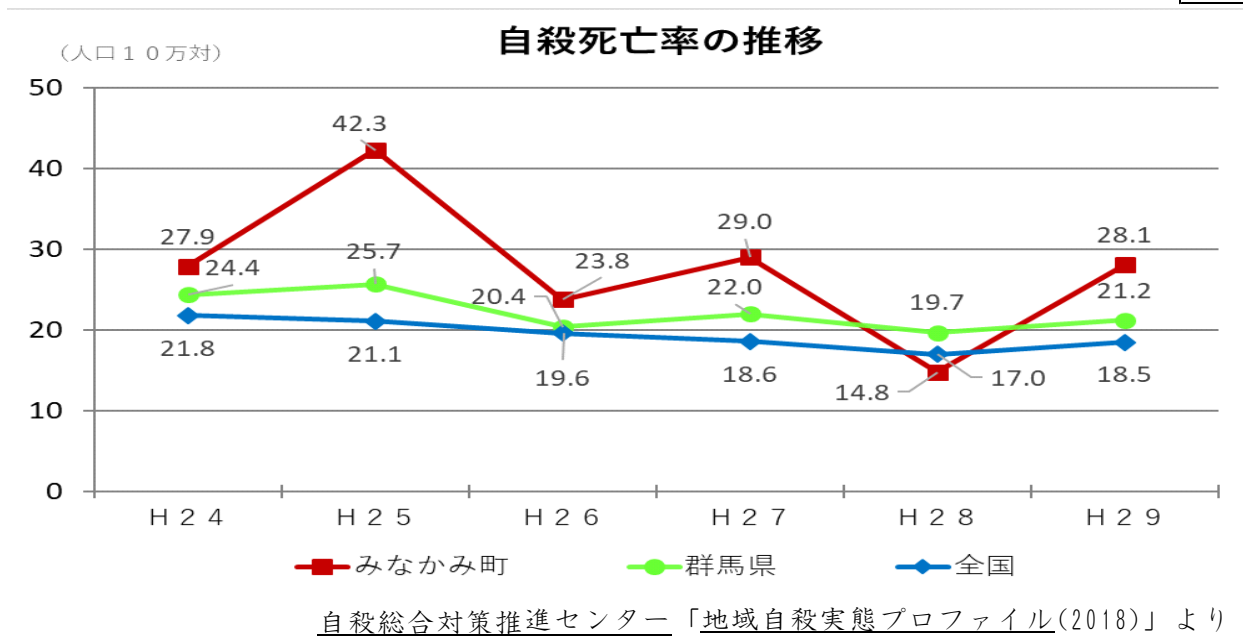
## 第2章 みなかみ町の自殺をめぐる現状と課題

### 1 統計データから見るみなかみ町の現状

#### (1) 自殺死亡率の推移

みなかみ町の自殺死亡率は、図1のように減少傾向にあるものの群馬県・全国と比較すると高い状態で推移しています。(自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数)

図1

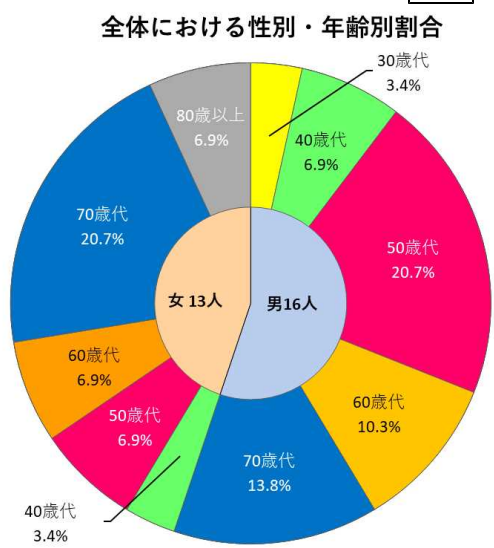


【※自決総合対策推進センター、地域自決実態プロフィール：P31参照】

#### (2) 性別・年齢別の状況

図2のように、性別・年齢別の状況では平成25年から平成29年の5年間で、29人(男性16人・女性13人)が自決で亡くなっています。そのうち男性は50歳代、女性は70歳代が最も多い状況です。全体の86.2%を50歳以上の方で占めています。

図2



は70歳代が最も多い状況です。全体の86.2%を50歳以上の方で占めています。

また図3のように女性の割合が群馬県・全国に比べて多くなっています。

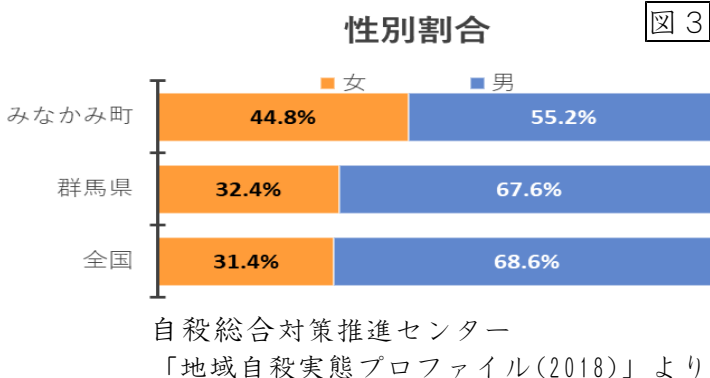
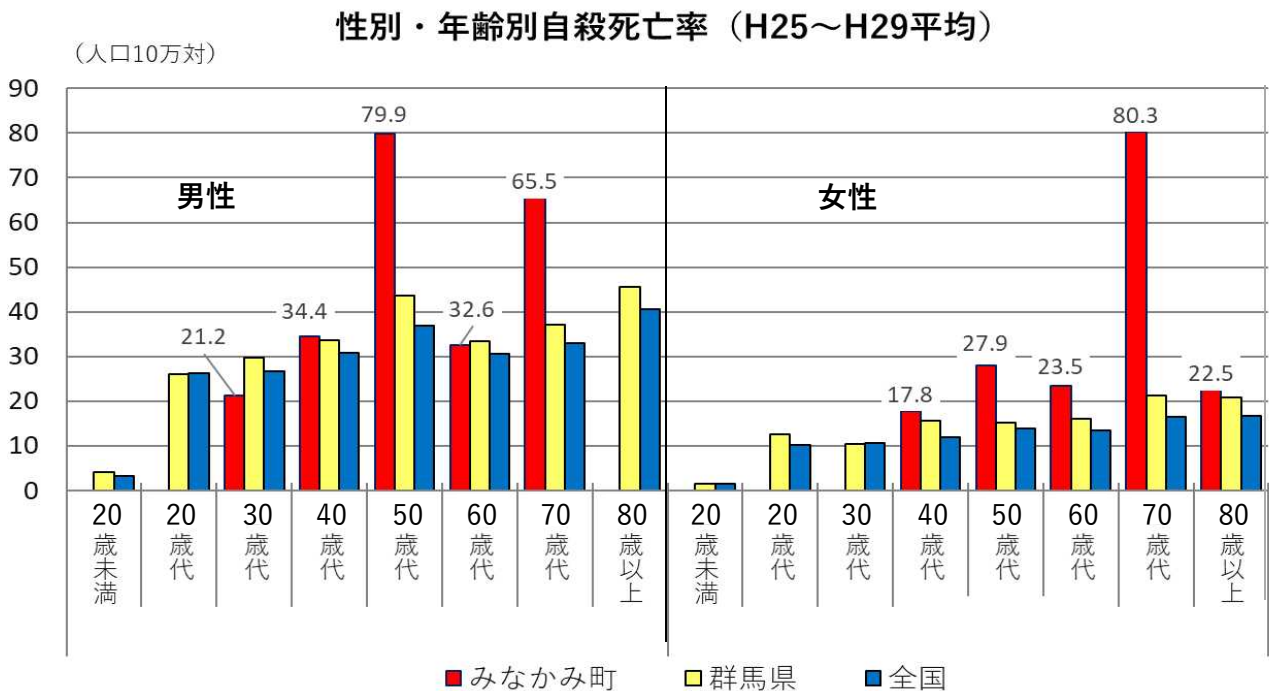


図4のように、性別・年齢別の平成25年から平成29年の平均自殺死亡率では、男性の50歳代が79.9、70歳代が65.5、女性の70歳代が80.3であり、群馬県及び全国に比べ高い状況です。

図4



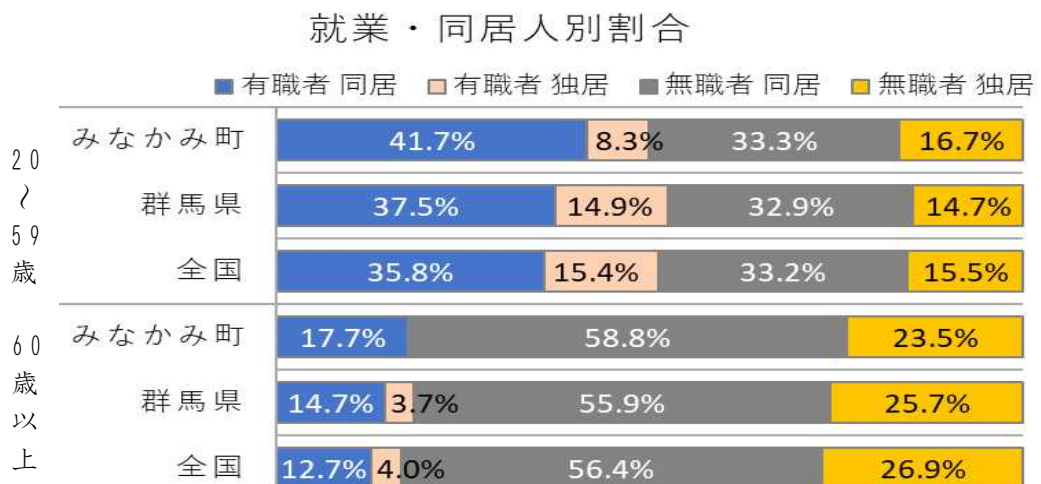
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

### (3) 就業・同居人別の状況

図5のように、就業の割合では20～59歳の無職者が、みなかみ町50%、群馬県47.6%、全国48.7%であり、群馬県及び全国に比べ多い状況です。

また、同居人状況では20～59歳の75%、60歳以上の76.5%に同居人があり、群馬県及び全国に比べ同居人ありの割合が多い状況です。

図5



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

#### (4) 自殺者の傾向及び背景にある危機経路

平成25年から平成29年の5年間の傾向を見ると、下表のように「女性・60歳以上・無職・同居」のパターンの自殺者が一番多く、その背景としては「身体疾患→病苦→うつ状態→自殺」という経路をたどる人が多くみられます。

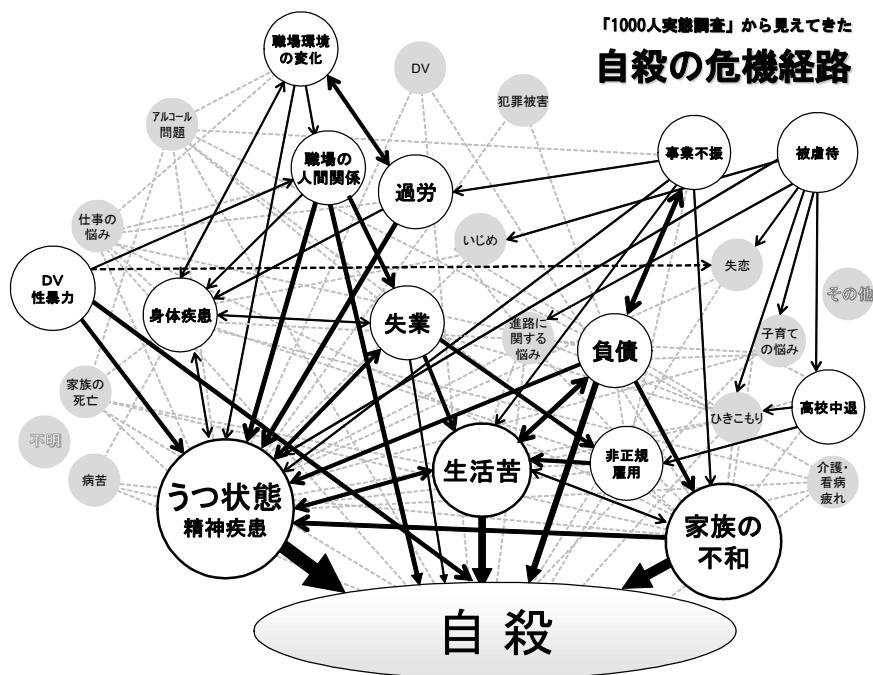
傾向別 自殺者 多い順	自殺者の傾向				全体に 占める 割合	背景にある危機経路
	性別	年齢	就労 状況	同居 状況		
1位	女性	60歳以上	無職	同居	24.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位	男性	40-59歳	有職	同居	13.8%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位	女性	60歳以上	無職	独居	10.3%	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位	男性	60歳以上	有職	同居	10.3%	【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存症→うつ状態→自殺 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位	男性	60歳以上	無職	同居	10.3%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

#### 【危機経路の考え方】

自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起こるといわれています。

図6



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より



## 【統計データのまとめ】

- ◆自殺死亡率：群馬県・全国と比べ高い状態で推移している
- ◆性別：男性16人>女性13人
  - ・群馬県、全国と比べ女性の割合が多い
- ◆年代：50歳代男性(20.7%)、70歳代女性(20.7%)に多い
  - ・全体の86.2%が50歳以上である
- ◆就労状況：群馬県・全国と比べ20～59歳において無職の割合が多い
- ◆同居人：群馬県・全国と比べ「同居人あり」の割合が多い

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

自殺は人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」の分析において、みなかみ町の自殺リスクの特徴として「高齢者」「生活困窮者」「就業者」が挙げられています。

## 2 みなかみ町における特徴的な3つのポイント

みなかみ町の自殺リスクにおいて、特徴的な「高齢者」「生活困窮者」「就業者」の現状と課題は以下のとおりです。

### < 高齢者の現状と課題 >

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別による孤独や、身体疾患等をきっかけにした孤立や要介護状態、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、高齢者が高齢者を介護するといういわゆる老老介護や、高齢者が引きこもりの長期化した子どもの生活を支えるという「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、公的な支援につながらないまま支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながる事が懸念されます。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみに限らず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、生きることへの包括的支援（自殺対策）の啓発と実践を共に強化していく必要があります。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも必要です。

【※8050問題：P31参照】

### < 生活困窮者の現状と課題 >

厚生労働省は、都道府県や政令市等を始めとする自治体に対し、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」と表記していますが、みなかみ町でも同様の傾向がうかがわれます。

生活困窮者の、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた、包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けて、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要があります。

## ＜就業者の現状と課題＞

配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされ、結果として生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺リスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、就業問題が少なからぬ影響を及ぼしていることも考えられます。

勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底すると同時に、町内事業所において、自殺リスクを生まないような労働環境を整備していく必要があります。

# 第3章 「生きる支援」の基本理念及び基本方針

## I 基本理念

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ

「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を基本理念とします。

## II 基本方針

上記の基本理念をうけて、次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

### 1 「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることへの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることへの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることへの包括的な支援」として自殺対策を推進します。

### 2 関連施策の有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺の背景には、個人が抱える問題のほか、その人の性格・職場環境・家庭環境・死生観などが複雑に絡み合っている存在しています。NPO法人ライフリンクによる自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうち、およそ7割の人が自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。複雑な悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、精神保健福祉分野だけでなく、さまざまな施策において自殺対策の一翼を担うことができるという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの「生きる支援」事業と、精神医療・保健・福祉などの自殺対策に関連深い各種施策との連動性を高めることにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを推進します。

### 3 対応のレベルと段階に応じた、効果的な施策の連動

自殺対策は、①個人の問題解決に向けた支援をおこなう「対人支援のレベル」、②関係機関の連携を深めることにより隙間からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、③支援制度の整備等を通じて自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、①自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、②現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、③自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の3つの段階に分けることができます。レベルごとの対策を連動し、それぞれの段階において効果的な施策を講じることにより総合的な自殺対策を推進します。

さらに事前対応の前段階での取組として、学校では児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

### 4 実践と啓発を両輪とした推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。自殺に対する基本的な理解に加え、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めてもよいという認識が、町全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが求められます。

そこで、当事者への支援や関係者の連携等の実践的な取組とあわせて、自殺や精神疾患に対する偏見を無くし、すべての町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の普及啓発を両輪で推進します。

### 5 関係者の役割の明確化と、その連携・協働の推進

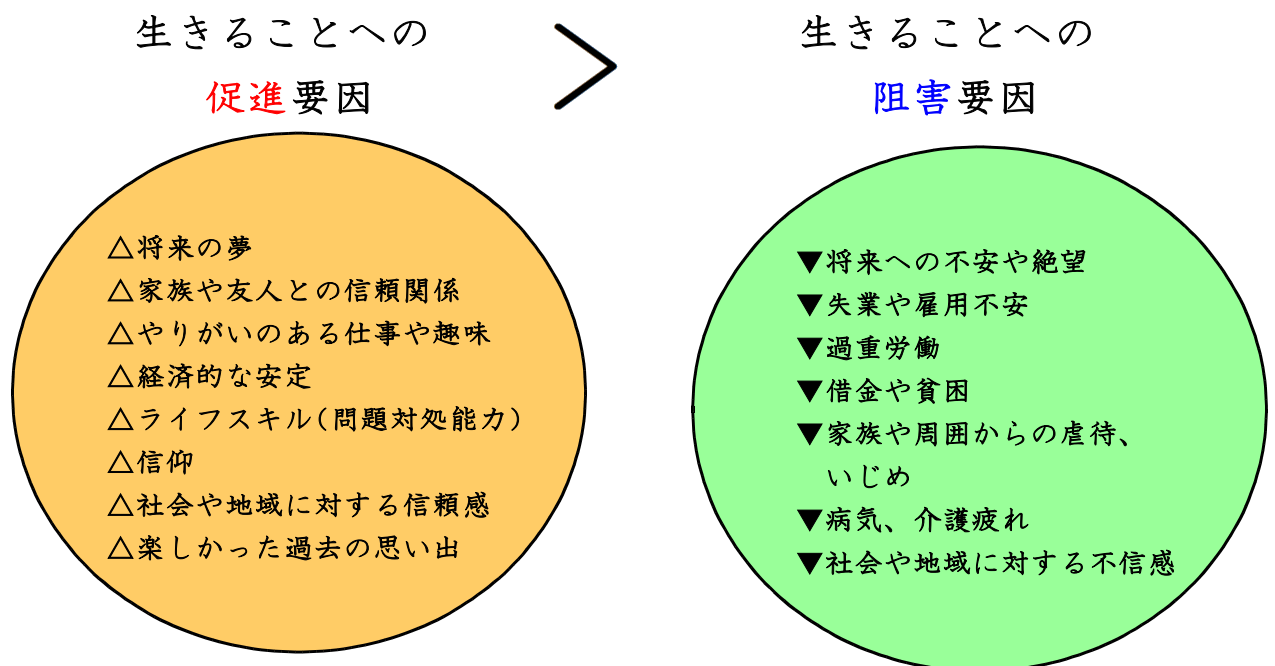
「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の一人ひとりが連携・協働する必要があります。そこで、この計画におけるそれぞれが果たすべき役割を明確にし、互いの役割を共有し連携・協働を推進します。

## ～みんなで行き組む自殺対策～

### 「生きる支援」に行き組む意義

「生きることへの促進要因」は、家族や友人との信頼関係やライフスキル（問題対処能力）、自己肯定感など多岐にわたりますが（下図参照）本町では特に、誰もが将来の夢を持ち、地域で安心して過ごすことのできる居場所があり、毎日生きがいを感じられるような取組を「～みんなで行き組む自殺対策～」と位置付けて、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」の実現を目指します。

### 「生き心地の良いみなかみ町」を実現させるために



## 第4章 みなかみ町生きる支援施策の8本柱

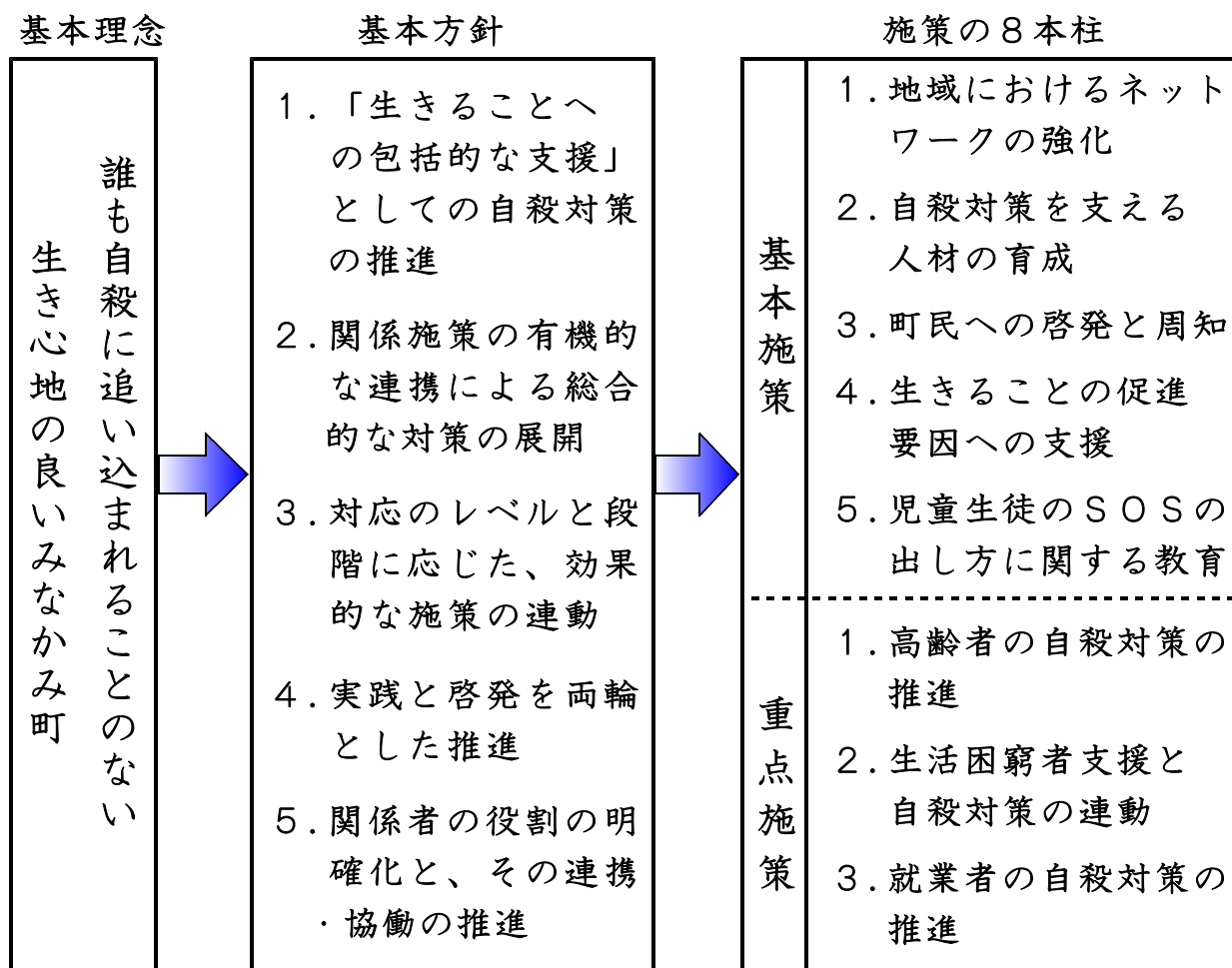
みなかみ町では、国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、みなかみ町の自殺実態を踏まえた「重点施策」の2つの施策群により、以下の8つの施策を展開します。

これらの施策のうち、基本施策の取組は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

一方、重点施策の取組は、町において特に自殺の実態が深刻である「高齢者」と「生活困窮者」また、自殺リスクを抱えている「就業者」の方々に焦点を絞った取組です。

【※地域自殺対策施策パッケージ：P31参照】

### <計画の体系図>



# ＜基本施策＞

## 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

### (1) 地域におけるネットワークの強化

#### ① 生きる支援（自殺対策）推進本部会議の開催

国の自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、町長・副町長・教育長及び各課長等を構成員とする生きる支援（自殺対策）推進本部会議を開催します。（全課）

#### ② 自殺対策ワーキングの開催

副町長を中心に自殺対策の策定及び推進評価を実施するため、各課員及び各支所員を構成員としたワーキングを開催します。（全課）

#### ③ 関係機関と自殺対策の連携構築

地域の関係機関ならびに民間団体と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するため関係機関や専門家等及び職員を構成員とするネットワークの構築を進め施策の評価につなげます。（町民福祉課・子育て健康課・関係機関）

#### ④ 要保護児童対策地域協議会の運営

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携し課題の解決を図ります。（子育て健康課）

#### ⑤ 関係機関の連携関係の更なる強化に向けた研修の実施

様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報等について、相談担当職員がともに学ぶ研修会等を開催します。（子育て健康課）

### (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

#### ① 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化

自殺リスクの高い生活困窮者や経済的に生きることの困難感や課題を抱えた町民に対して、関係機関が連携して支援を行うために、情報共有を図ります。（利根沼田保健福祉事務所・町民福祉課・社会福祉協議会）



## 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。町では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、町民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

### (1) 様々な職種を対象とする研修

#### ①町職員向けゲートキーパー養成講座の開催

窓口における各種相談対応や、税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、職員研修において自殺対策に関する説明を行うとともに、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(総務課)

【※ゲートキーパー：P 3 1 参照】

#### ②専門職向けゲートキーパー養成講座

保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体（民生・児童委員を含む）や専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(子育て健康課)

### (2) 町民に対する研修

#### ①町民向けのゲートキーパー養成講座の開催

ゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる町民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

また、ボランティアセンターに登録し活動する町民団体や、地域子育て支援センター等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。(子育て健康課)

## 基本施策3 町民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、町民との様々な接点を生かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、町民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

### (1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

#### ①相談先情報を掲載したリーフレットの配布

納税や保険料の支払い、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口および農政・観光施設等を訪れた町民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット（以下、リーフレット）を配布することで、町民に対する情報周知を図ります。（全課）

#### ②自殺対策強化月間キャンペーンの実施

3月の自殺対策強化月間の周知のため、役場本庁エントランス・各支所窓口にポスター・リーフレット等を掲示します。（町民福祉課）

#### ③地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や地域自立支援協議会の構成員など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる町民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報周知を図ります。（町民福祉課・子育て健康課）

#### ④障害者向け啓発資料への情報掲載

障害者向けのしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。（町民福祉課・子育て健康課）

#### ⑤集客施設におけるリーフレットの設置

広く町民の目に留まるよう、町内のショッピングセンターや理美容所・飲食店等の手に取りやすい場所に、リーフレットを設置します。（子育て健康課・生活水道課・水上支所・新治支所）

## (2) 町民向けの講演会やイベント等の開催

### ①自殺予防週間イベントにおける啓発

9月の自殺予防週間に合わせて、講演会等を開催し、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(町民福祉課・子育て健康課)

### ②人権週間行事における啓発

人権週間行事において、自殺と関連する人権課題をテーマに講演を行う際には、自殺問題に言及するなど、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(町民福祉課)

## (3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

### ①広報紙・ホームページ等の活用

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町の広報紙・ホームページ等で、自殺対策関連の記事や相談窓口の案内を掲載することにより、自殺対策及び精神保健に関連した問題理解の促進と、生きることへの包括的支援の周知を図ります。(総合戦略課・町民福祉課)

### ②図書室における啓発用ブースの設置

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書室に自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルの展示やリーフレットの配布を行います。(生涯学習課・子育て健康課)

## (4) 地域や学校と連携した情報の発信

### ①自治会（行政区）を通じた情報発信

自治会（行政区）へ、回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割等について、地域住民の理解の促進を図ります。(総務課・子育て健康課)

### ②児童生徒を見守る人への啓発

地域全体で児童生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気づくことができるよう、PTAや地域の関係団体と連携して啓発活動に努めるとともに、PTAの役員会や講演会の中で、いじめの問題等と関連付ける形で児童生徒の自殺実態や自殺のリスク等についても取り上げられるよう、検討・調整を進めます。(学校教育課・子育て健康課)

## 基本施策4 生きることへの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることへの促進要因」よりも、「生きることへの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることへの阻害要因」を減らすための取組のみならず「生きることへの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえてみなかみ町では「生きることへの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

### (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

#### ①適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期に適切な内容の支援や介護サービス等が利用できるように、介護保険制度等の利用相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、自立度が高い高齢者が、家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。（町民福祉課）

#### ②高齢者が集える機会の提供

高齢者が地域で元気に生活ができるよう、月に1～2回の頻度で、茶話会や運動の機会等を設けます。（社会福祉協議会）

#### ③子育て世代に対する支援の提供

子育て世代包括支援センター「すくすく」の充実を図り、妊娠期から子育て期の相談に総合的に対応します。また、子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、療育支援教室の開催、保護者同士の交流の場の開設等を通じて、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。（子育て健康課・子育て世代包括支援センター「すくすく」）

【※子育て世代包括支援センター「すくすく」: P 3 1 参照】

#### ④精神障害者とその家族に対する支援の提供

精神障害やアルコール依存症を抱える当事者とその家族が、地域で安心して生活を送れるよう、相談機会の提供のほか、当事者同士のつながりの構築や地域における居場所の構築を進めます。（町民福祉課・子育て健康課）

#### ⑤失業者に対する情報の提供

働く意欲のある失業者に対して求人情報やハローワークを紹介し、生活の安定を促します。（町民福祉課）

## (2) 自殺未遂者への支援

### ①医療機関等との連携の強化

医療機関等からの連絡を受け、関係機関等と連携し、自殺未遂者への相談支援を行います。(子育て健康課)

## (3) 遺(のこ)された人への支援

### ①自死遺族への情報周知

自死遺族に対して必要に応じて相談を実施するとともに、遺された人の集い等の情報提供を行います。(子育て健康課)

【※自死：P 31 参照】

## (4) 支援者への支援

### ①相談員への支援

相談員同士が相談にまつわる悩みや問題を自由に話したり確認したりできるよう交流会を開催します。(子育て健康課)

### ②町職員への支援

健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、町職員の心身面における健康の維持増進を強化します。(総務課)

### ③教職員への支援

教職員向け研修の実施を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど、教職員への支援を図ります。(学校教育課)

## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条第3項において、学校が児童生徒に対し、保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。(いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進)

さらに、平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の1つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性がうたわれました。

このように、児童生徒に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を作る上できわめて重要な取組です。保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進し、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな自殺リスクの早期発見に努めることにより、包括的な支援をしていきます。

### (1) 児童生徒向けの相談支援の推進

児童生徒が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

#### ① 児童生徒への啓発

自殺や心の病に関する正しい知識の情報を発信していきます。(学校教育課)

#### ② 児童生徒を見守る人への啓発リーフレットの配布

民生・児童委員やPTA役員、青少年育成推進員、各種専門家(心理士、スクールカウンセラー等)など、児童生徒と日頃から接する機会のある地域の関係者に啓発リーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。(町民福祉課・子育て健康課・学校教育課)

## (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、下記のとおり環境づくりを進めつつ、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。

### ① SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

ア) 児童生徒の中には、家族や友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくない等の理由から、家族や友人、教員などに悩みを打ち明けられず、問題を抱え込んでしまう子どももいます。そこで、児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整えます。(学校教育課)

イ) SOSの出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や教頭に加えて、現場の教職員の理解と協力が不可欠です。そのため、教職員向けの研修等への参加を促すなど、SOSの出し方に関する教育の必要性と重要性について理解を深めます。子どもが発するSOSに気づいた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるよう体制を整えます。(学校教育課・子育て健康課)

### ② SOSの出し方に関する教育の実施

不安や悩み、ストレスに直面した児童生徒が危機的な状況に対応ができるようSOSの出し方に関する教育を推進します。

また、群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラムの実施を推進していきます。(学校教育課・子育て健康課)

## (3) 児童生徒の健全育成に資する各種取組の推進

様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、学習支援の情報や機会を提供します。また、安心して過ごせる場所を確保するため学童保育等を展開します。更に、児童生徒と日常的に関わる関係者に対する研修の実施等を通じて、地域の関係者が連携し児童生徒の健全な育成を図れる態勢づくりを進めます。

### ① 学習支援の機会を活用した自殺リスクの早期発見と支援の提供

ア) 生活保護世帯や、生活困窮者自立支援制度を利用する家庭の児童生徒を対象に、当人や家庭の抱える問題等を早期に発見し、保護者も含めて支援につなげていくための学習支援の情報を提供していきます。(学校教育課・子育て健康課)

イ) ひとり親家庭の中学生を対象に学習支援の機会を提供することで、学力面における課題の克服や子どもの精神的な安定、未来に対するイメージ力の育成に加えて、保護者に対する精神的な支援等を進めます。(子育て健康課・学校教育課)

## ②児童生徒が安心して集える居場所の構築

乳幼児や高齢者など世代の異なる地域住民との交流など、学校とは異なる社会に接する機会を提供することにより、児童生徒が学校とは別の場で自分の役割や有用性を見出し、安心感や他者によって受けいれられているといった感覚を得る上での、きっかけとなるような居場所の構築に努めます。(子育て健康課)

## ③学校保健委員会等における情報の提供

学校保健委員会等において「生きる支援」について情報提供を行い、相談機会の周知を進めます。(学校教育課)

## ④児童生徒を地域で支える関係者への研修の実施

民生・児童委員やPTA役員、青少年育成推進員など、児童生徒と日頃から接する機会のある地域の関係者に対し、SOSの出し方に関する教育の内容を含んだ自殺対策関連の研修を実施することで、問題を抱える児童生徒を学校と連携し、早期に支援へとつなげられる態勢づくりを進めます。(学校教育課・子育て健康課)

# (4) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制の強化

児童生徒の養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

## ①児童虐待の防止に向けた対策の充実

児童虐待に関する通報や子育てに関する相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。(子育て健康課)

## ②養育に関する様々な相談機会の提供

ア) 保育士、心理士、教諭等の資格を有する専門相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じることで、自殺リスクの高い保護者を早期に発見し、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。(学校教育課・子育て健康課)

イ) 県教委と連携し、スクールカウンセラー等が不登校や発達に関する相談、教育上の悩みや心配事等を抱える保護者からの相談に応じます。(学校教育課)

## ③障害のある児童生徒の保護者への支援

ア) 心身に障害を有する就学前の幼児を抱える保護者からの相談に、保健師、保育士や心理士等の資格を有する者が対応することで、自殺に至るリスクの高い保護者を早期に発見し、必要に応じて他の専門機関と連携しながら支援を行います。(子育て健康課)

イ) 就学にあたって特別な支援を要する児童生徒の保護者に対して相談機会を提供するとともに、集団生活への適応に向けて環境を調整するなど、関係機関と協力し児童生徒の障害や発達の状態に応じたきめ細かな対応を行うことで、養育に関わる保護者の負担軽減を図ります。(学校教育課)



ウ) 不安を抱えやすい発達障害の特性のある児童生徒の保護者からの相談に応じることで、精神的負担の軽減を図ります。(学校教育課・子育て健康課)

#### ④養育に係る負担の軽減に向けた各種支援の提供

ア) 認定こども園併設の地域子育て支援センター等において、親子で交流のできる機会を提供するとともに、子育てに関する相談や各種情報の提供を行うとともに、子育てに関する講習会等を実施することで、保護者の精神的負担の軽減を図ります。(子育て健康課)

イ) 父子・母子家庭の児童生徒の養育に係る各種手当の支給や、経済的理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費や学用品等の補助、奨学金の貸与等の金銭面での支援を通じて児童生徒の養育ならびに就学に対する経済的援助を推進します。(学校教育課・子育て健康課・町民福祉課)

# ＜重点施策＞

## 重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

### (1) 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知の推進

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、高齢者とその支援者が抱え込みがちな、悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等を、高齢者本人とその支援者（家族含む）に配布し、情報周知を図ります。（町民福祉課）

### (2) 支援者の「気づき」の力の向上

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなぐ等の対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー研修の実施や受講の推奨を行います。

#### ①既存の研修を活用した理解の促進

各種健康教室などの機会を活用し、自殺対策に関する説明を行うことにより、地域における高齢者の自殺の実態とその対策に関する理解促進を図ります。（町民福祉課・子育て健康課）

#### ②ゲートキーパー研修の受講の推奨

ア) 窓口や相談員の職員に対し、ゲートキーパー研修の受講を促すことにより、自殺のリスクを抱えた相談者を早期に発見し、支援へとつなげていくことを目指します。（町民福祉課・地域包括支援センター）

イ) 認知症患者とその家族に対して相談支援を行い、当人の状態に応じて医療や介護等のサービスにつなげる「ケアマネージャー」等に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。（町民福祉課・地域包括支援センター）

ウ) 介護サービスを提供する事業者への情報提供等を目的とする専用のホームページにおいて、ゲートキーパー研修の開催情報を掲載することで、介護事業者に対して研修に関する情報を周知し、受講の促進を図ります。（町民福祉課）

### (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

高齢者保健福祉計画を推進し、交流拠点の確保や、講座などの充実により、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めます。また高齢者の就労を支援し、地域の中で活躍できる場の確保を図り、高齢者が役割をもつことにより生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

#### ①地域における高齢者向けの「居場所活動」の推進

高齢者が住み慣れた地域で、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに、心身の健康の保持増進につながるような場を提供します。

ア) 65歳以上の高齢者を対象に、軽運動などができる機会等を設けることで、生きがいなどを実感できるような地域づくりを推進します。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会・高齢者福祉施設)

イ) 高齢者を対象とする閉じこもり予防を目的とした茶話会や運動等の活動を定期的に行うことで、高齢者が元気に生活を送れるような地域づくりを推進します。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

#### ②各種講座や教室等の開催を通じた、高齢者の社会参加の促進

生涯スポーツの推進や各種講座・教室等への参加に加え、他の受講生との交流などを通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

#### ③高齢者が役割を実感できる社会の構築

シルバー人材センターと連携し、働く意欲のある高齢者の就労を支援します。また老人クラブへの参加やボランティア活用等の推進により、高齢者が地域で役割を実感できる仕組づくりを図ります。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

### (4) 介護者（支援者）への支援の推進

#### ①高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

ア) 介護に関する様々な問題についての相談を受けることで、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。(町民福祉課・地域包括支援センター)

イ) 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題につき、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流会を開催します。(町民福祉課・社会福祉協議会)

ウ) 認知症の人とその家族への支援を強化するため、ケアマネージャー等が当人の状態に応じた必要な医療や介護等のサービスにつなぎ、介護にまつわる負担の軽減を図ります。(町民福祉課・地域包括支援センター・高齢者福祉施設)

## 重点施策 2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

### (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮に関わる事業との連携を強化することにより、生活苦による自殺リスクが高い町民に対し「生きることへの包括的な支援」を提供します。

#### ①生活苦に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

ア) 生活保護制度並びに生活困窮者自立支援制度に基づく各種の取組との連携を強化します。(町民福祉課・利根沼田保健福祉事務所・社会福祉協議会)

イ) 公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮などの問題を抱えている場合があります。このことから公営住宅の管理や公募に関する事務を行う職員が、入居応募の申請等の際に、対象者の必要性に応じて生きる支援に関する相談先情報が掲載されたリーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。(地域整備課)

ウ) 消費生活相談に対して、広域対応として沼田市消費生活センターを紹介します。(町民福祉課・観光商工課)

エ) 突然の出費により生活費が一時的に不足した町民を対象に、差し迫って必要な生活資金を迅速に低利で貸し付けることにより、生活の安定化を図ります。なお貸付に至らなかった町民には、必要時の相談先に関する情報提供を行います。(社会福祉協議会)

オ) フードバンクを通じて食品を配布することで、生活が困窮している家庭等へ支援を行います。(社会福祉協議会)

#### ②子育てに関する経済的支援事業

ア) 子育てによる経済的負担を軽減するため、出産祝い金・入学支援金等の支給を行います。(子育て健康課)

イ) 経済的な理由から就学や進学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助するほか、進学にあたって必要な資金を奨学金として貸与または支給し、児童生徒の就学・進学を支援します。また、就学や進学に関する相談に訪れた保護者や生徒に対し、必要に応じ経済的支援に関する相談機関の周知を図ります。(学校教育課)

#### ③経営者（事業不振）に対する支援の強化

ア) 組織の作り方やブランディングの基本など、経営に関する知識やスキルの獲得と向上を目指し、町内の中小企業の経営者を対象に開催する経営者支援セミナーにおいて、参加者に対し各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知や問題解決の啓発を図ります。(観光商工課・子育て健康課)

イ) 自殺リスクを抱えた町内の経営者を早期に発見し、関係機関について情報提供ができるように中小企業相談室の専門相談員を対象に、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(観光商工課)

ウ) 中小企業の経営者との様々な接触機会を活用し、各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(観光商工課)

## (2) 支援につながりにくい人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺リスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことから本町では、支援を提供する行政の側から、そうした人に対して積極的に働きかけ、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐことができるようアウトリーチの体制を強化します。

【※アウトリーチ：P 31 参照】

### ①滞納金の徴収を担当する職員への、ゲートキーパー研修の実施を通じた支援へのつなぎの強化

税金や保険料、貸付金等を未納・滞納している人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があります。徴収やそれに向けた相談等の業務を担当する職員を対象にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行うことで、未納金や滞納金の徴収過程で自殺リスクに早期に気づき、支援へとつなげる体制づくりを進めます。(税務課、町民福祉課)

### ②複数の問題を抱える人への相談体制の強化

自殺リスクが高い人の中には、病気や事業不振、離婚、多重債務などの深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そうした人を早期に発見し、包括的な支援へとつなげていくために、様々な問題の相談に1ヵ所で応じることのできる総合相談窓口を設置します。(町民福祉課)

### ③問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

ア) 生活相談や生活困窮に対する支援等を行う社会福祉協議会の職員を対象に、ゲートキーパー研修の受講を推奨することで、問題を抱えた人の早期発見と、そうした人への支援の提供を図ります。(町民福祉課)

イ) 定まった居住先がなく路上で生活している人に対し、病気が重くなる前に支援につながるよう、保健師や警察等による巡回相談を行うとともに、福祉施設の案内や健診の案内、健康相談等を実施します。(町民福祉課・子育て健康課)

## (3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備

「生きることへの包括的な支援」を推進するため、多分野の関係者によるネットワークを整備し、連携・協働による取組を推進します。(町民福祉課・子育て健康課)

## 重点施策3 就業者の自殺対策の推進

### (1) 就業者の相談支援の推進

過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺リスクを低減させるための取組として、就業者を対象とする相談支援を充実させます。

ア) 生活苦や仕事、法律など様々な問題に関する相談に1ヵ所で応じる総合相談をおこなうことで、自殺のリスクを抱える人を、包括的な支援へとつなげることを目指します。実施にあたっては利用者にとっての利便性を考慮した企画・運営に努めます。(町民福祉課・社会福祉協議会)

イ) 就業者が労働問題を抱えたときに相談できる窓口について情報提供を行います。(観光商工課)

### (2) 早期に支援へとつなぐための連携の推進

町内における事業所の多くが小規模であり、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策を独自に行うことが難しいため、関係者の連携が必要です。

#### ① 商工会等との連携の推進

みなかみ町商工会をはじめとした関係機関と連携し、相談先情報の周知を推進します。(観光商工課)

#### ② 職域保健との連携の推進

就労者の継続的支援のため、全国健康保険協会群馬支部等と情報交換を行い、職域保健と地域保健の連携を促進します。(子育て健康課)

### (3) 健康経営に資する取組の推進

町内の事業所に対して就業問題の現状についての啓発を行います。また『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス。以下、ワーク・ライフ・バランス)』を推進します。

#### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和に向けて、子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる職場環境づくりに取り組む企業を広報等で周知することにより、町内の企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。(観光商工課)

#### ② 企業におけるメンタルヘルスの向上

町内企業と連携を図り、うつ状態やアルコール問題等の情報を共有することにより、早期に専門機関に相談できる体制づくりを進めます。(子育て健康課)

# 第5章 自殺対策の推進について

## 1 計画の推進に向けた役割及び取組

本計画を推進するためには、それぞれが自らの役割を理解し取り組むことに加え、互いの役割を理解し連携・協働することが不可欠です。

### (1) 町民の役割及び取組

自殺対策の基本をふまえ、主体的に取り組むことが求められます。また、自らの心の不調や周囲の人の心の不調に気づき、適切に対処できるよう心の健康やうつ病等に対する理解と関心を深める必要があります。

#### 町民が取り組むこと

- ・十分な睡眠時間を確保する。
- ・生きがいや趣味を見つけて積極的に取り組む。
- ・悩み事を相談できる相手を見つける。
- ・定期健康相談を活用する。
- ・講演会等に参加し、自殺に対する理解を深める。
- ・ゲートキーパーについて、正しい知識を身につける。
- ・危機に陥った場合には誰かに援助を求める。

### (2) 地域・団体等の役割及び取組

自殺防止を目的とする活動団体のみならず、職能団体・業界団体や地域に根ざした様々な団体が、それぞれの活動内容の特性等に応じて自殺対策に貢献できるということを理解し、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

また、企業等においては雇用する労働者の心の健康の保持に努めることなど、自殺対策において重要な役割を担っていることを認識し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

#### 地域・団体等が取り組むこと

- ・一人暮らしの人や高齢者等を中心に、積極的に声かけを行い見守り活動を行う。
- ・育成会活動等とおし、地域において子どもたちのふれあいの場をつくる。
- ・ゲートキーパー研修参加などを各団体で取り組む。
- ・企業等においては「健康経営」に努める。

### (3) 学校の役割及び取組

心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援を行う等、児童生徒の自殺を未然に防止し、予防するための教育を行うことが求められます。

#### 学校が取り組むこと

- ・いのちの教育、SOSの出し方教育を行う。
- ・スクールカウンセラーの配置や相談体制の充実を図る。
- ・児童生徒の良好な人間関係を築く力の育成を行う。
- ・いじめを早期に発見し、適切な対応ができるための体制を整える。

### (4) 町の役割及び取組

健康なまちづくり及び安心・安全な地域づくりを行うとともに、市内に推進体制を整え、総合的な自殺対策を行うことが求められます。住民の身近な相談窓口として、自殺対策担当課のみならず、住民生活を支える様々な部署や窓口が連携して自殺対策に取り組むことが求められます。

また、自殺対策を総合的に推進するため関係機関や専門家等を構成員とするネットワークの構築を進め連携を強化することが必要です。

#### 町が取り組むべきこと

- ・組織横断的な取組ができる体制をつくる。
- ・計画の推進を積極的に行う。
- ・広報活動を行う。
- ・ゲートキーパー養成を行う。
- ・相談窓口をつくる。
- ・関係機関等の連携を進める体制をつくる。

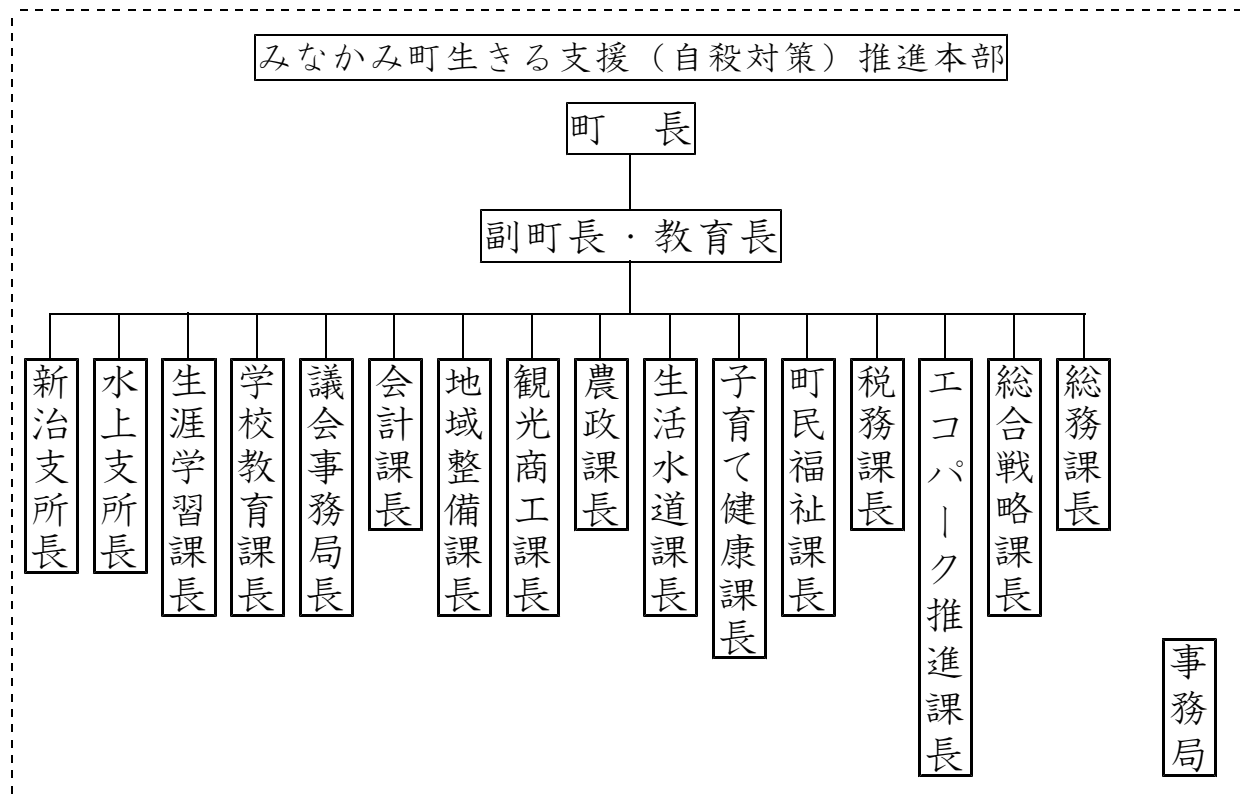


## 2 自殺対策の推進体制

### (1) みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部

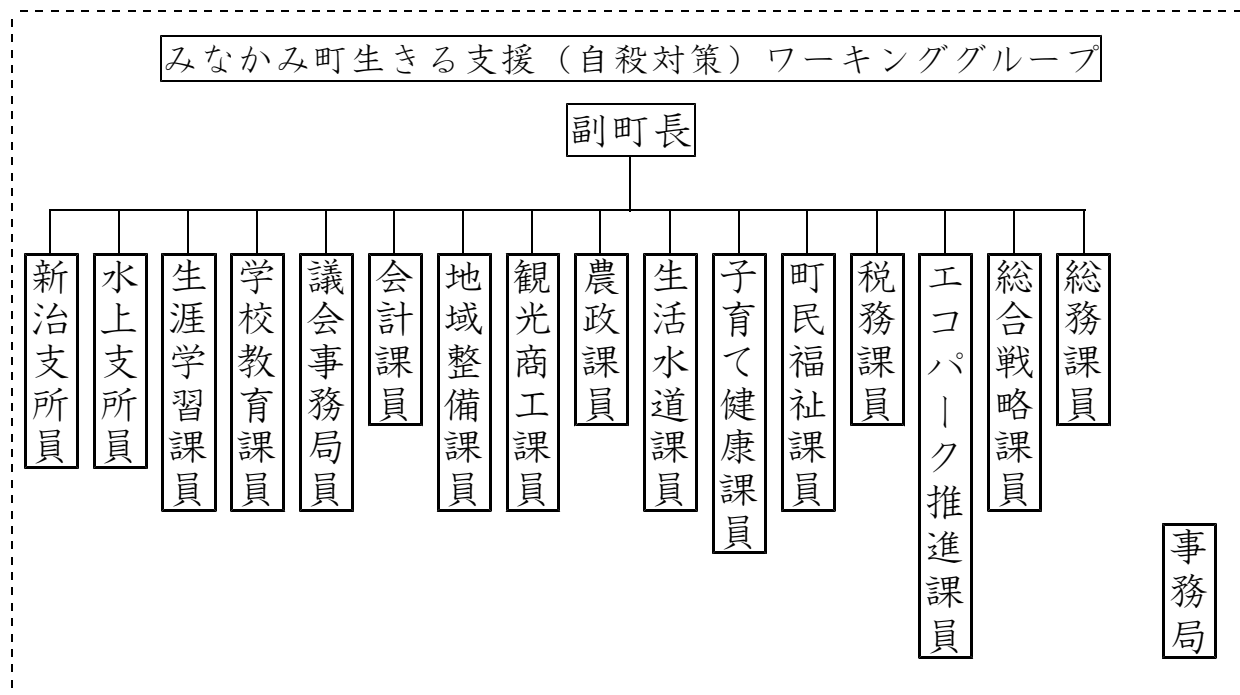
町長が本部長を務め、副町長・教育長・各課長等で構成しています。

本町の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整えます。



### (2) みなかみ町生きる支援（自殺対策）ワーキンググループ

自殺対策の策定及び推進、分析評価を行うため、各課員及び各支所員を構成員としたワーキンググループを設置します。



## 本計画で使用する用語説明

用語	説明
自殺対策	本計画では、自殺の事前予防だけでなく、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後や未遂に終わった後の事後の対応、自死遺族の対応についても総合的に記してあるため自殺予防ではなく、「自殺対策」といった表現を用います。
自殺総合対策推進センター	改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織です。
地域自殺実態プロフィール	自殺統計・人口動態統計・国勢調査・企業経済統計を元に地域の自殺実態分析をまとめたデータを指します。
8050問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」です。ひきこもりという言葉が社会に出始めるようになった1980年代～90年代は若者の問題とされていましたが、約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、長期高齢化。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻な問題を指します。
地域自殺対策施策パッケージ	地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターが作成した施策の考え方です。全国的に実施が望まれる施策群を基本パッケージ（基本施策）といい、地域において優先的な課題となりうる施策群を重点パッケージ（重点施策）をいいます。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（気づき、声かけ、支援につなげる、見守る）をとる人のことで「いのちの門番」といわれています。
子育て地域包括支援センター「すくすく」	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために保健師を配置し、相談や家庭訪問をとおして母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。
自死	自殺は瞬間（点）ではなく、「プロセス」で起きているという理解のため、「行為」を表すときには「自殺」を用いますが、遺族や遺児に関する表現の際には「自死」を用います。
アウトリーチ	福祉などの分野における地域社会への奉仕活動

### ○ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」:

両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- ①調査対象者の差異：厚生労働省の人口動態統計は国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- ②計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判断した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

< 參考資料 >

自殺対策基本法（平成十八年六月二十一日 法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条一第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条一第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条一第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条一第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図

られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体を実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その

他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範

圏内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

### 第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科

医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条線下・一部改正)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正)

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・第三章線下・一部改正)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。



- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➢ 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

## 第5 自殺対策の数値目標

➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より

## 自殺総合対策大綱における当面の重点施策

### 自殺総合対策における当面の重点施策 (ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成</li> <li>・地域自殺対策推進センターへの支援</li> <li>・自殺対策の責任職員の配置・責任確保の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進)</li> <li>・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及</li> <li>・うつ病等についての普及啓発の推進</li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム)</li> <li>・先進的な取組に関する情報の収集・整理・提供</li> <li>・子ども・若者の自殺調査</li> <li>・疫学調査制度との連動</li> <li>・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療等に関する専門家族を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>・自殺対策の連携調整を担う人材の養成</li> <li>・かがりつけ匠の資質向上</li> <li>・教職員に対する普及啓発</li> <li>・地域保健・産業保健スタッフの資質向上</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・地域における心の健康づくりの推進体制の整備</li> <li>・学校における心の健康づくりの推進体制の整備</li> <li>・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置</li> <li>・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策</li> </ul>
<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT(インターネットやSNS等)の活用</li> <li>・いじめや虐待、性被害、性暴力の被害、生活困窮、いじめ被害、性的マイノリティに対する対応の充実</li> <li>・妊娠届への支援の充実</li> <li>・相談の多様な手段の確保、アットリーチの強化</li> <li>・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知</li> <li>・自殺対策に資する関係者づくりの推進</li> </ul>	<p><b>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>・居場所づくりとの連携による支援</li> <li>・家族等の身近な支援者に対する支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遺された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>・遺児等への支援</li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>・地域における連携体制の確立</li> <li>・民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>・子どもへの支援の充実</li> <li>・若者への支援の充実</li> <li>・若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・知人等への支援</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>

【出典】平成29年11月厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引き」より

みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部設置要綱（案）

平成30年 月 日

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、本町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 自殺対策計画の策定に関すること。
- （2） 自殺対策計画の推進に関すること。
- （3） その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 本部は、町長・副町長・教育長及び各課等の長をもって本部員とし組織する。

2 第2条に定める事務を処理するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は町長とし、副本部長は副町長・教育長とする。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、町民福祉課及び子育て健康課において処理する。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 支援関連施策一覧

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化		
事業	事業内容	担当課
生きる支援(自殺対策)推進本部会議	町長・副町長・教育長及び各課長等を構成員とし、自殺対策を総合的に推進するための会議	全課
自殺対策ワーキング	自殺対策の策定及び推進、分析評価を行う庁内会議	全課
こころのわネットワーク会議	利根沼田管内の各種団体が集まり、管内における自殺対策に関する協議及び情報提供等を行う。 (主催は利根沼田保健福祉事務所)	町民福祉課 子育て健康課
要保護児童対策地域協議会実務者会議	虐待が疑われる家庭について、関係者と連携しながら、家庭への支援を行う。	子育て健康課
教育委員会運営事業	「生きる支援」を取り入れた教育を行う。	学校教育課
社会福祉協議会運営事業	社会福祉協議会において実施する「生きる支援」関連事業と協議・連携を行う。	町民福祉課

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成		
事業	事業内容	担当課
町職員研修事業	町職員及び水道・町営住宅管理委託事業者を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。	総務課
団体等研修事業	関係団体や気づき・見守りを担うことが期待できる人を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。 (民生児童委員・社会福祉協議会・保健推進員・ケアマネジャー・商工会・見守り支援を担う団体等)	子育て健康課
町民を対象とした研修事業	身近な地域で支え手となるボランティア等を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。	子育て健康課

基本施策3 町民への啓発と周知		
事業	事業内容	担当課
リーフレット等の作成及び配布事業	①役場及び関係施設に配布する。 ②集客施設に対して配布を依頼する。 ③イベント等において配布する。 ④特定の対象者に向けたチラシを作成し、配布する。(障害者・高齢者・農業者・商工業者等)	<作成> 子育て健康課 町民福祉課  <配布>全課
自殺対策強化月間等キャンペーン事業 ・9月：自殺予防週間 ・3月：自殺対策強化月間	①広報及びホームページ、議会だよりに関連記事を掲載し周知する。 ②3月に役場・各支所にポスター・リーフレットを配置する。 ③図書室等に「生きる支援」関連ブースを設け本やリーフレット等を配置する。	総合戦略課 議会事務局 町民福祉課  生涯学習課
講演会・シンポジウム事業	①自殺予防週間に併せ講演会等を開催する。 ②人権週間事業に「生きる支援」を組み込み込み講演会等を開催する。	子育て健康課 町民福祉課  町民福祉課
地域(自治会)への広報事業	区長会での説明及び回覧板等により「生きる支援」情報を発信する。	総務課 子育て健康課
児童生徒を見守る人への広報事業	地域で児童生徒を見守る関係団体に対しリーフレット等を配布する。	学校教育課 子育て健康課

基本施策4 生きることへの促進要因への支援		
事業	事業内容	担当課
介護サービス等の相談事業	介護保険制度等の利用相談を充実する。	町民福祉課
高齢者の閉じこもり及び機能低下予防事業	地域で集える茶話会や運動の機会を設ける。	社会福祉協議会
子育て世代に対する相談事業	子育て世代包括支援センターの充実を図り、妊娠期から子育て期の相談に総合的に対応する。	子育て健康課
精神障害者等支援事業	①当事者及び家族からの相談を充実する。 ②当事者や家族同士のつながりを構築する。	町民福祉課 子育て健康課
自殺未遂者等支援事業	①当事者及び家族からの相談を充実する。 ②自殺リスクアセスメントや自殺未遂者支援等について研修を行う。	子育て健康課
自死遺族支援事業	①遺族からの相談を充実する。 ②自死遺族の集い等について情報を提供する。	子育て健康課
支援者に対する支援事業	①相談員の交流会を開催する。 ②町職員の心身面の健康を維持する。 ③教職員の心身面の健康を維持する。	子育て健康課 総務課 学校教育課

## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業	事業内容	担当課
子ども・若者に対する相談支援事業	①子ども・若者の目に留まりやすい場所にリーフレットを配置する。	町民福祉課 子育て健康課 学校教育課
	②子ども・若者と日頃接する機会のある地域の関係者に「生きる支援」としての相談先情報を周知する。	学校教育課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育事業	SOSの出し方に関する教育の実施に向けて環境を整え、実践する。	学校教育課 子育て健康課
児童生徒の健全育成事業	①学習支援の機会を活用し、「気づき」と相談先情報を周知する。	学校教育課
	②放課後子ども教室や学童保育等の居場所づくりを推進する。	子育て健康課
	③学校保健委員会において「生きる支援」を周知する。	学校教育課
	④児童生徒を地域で支える関係者の研修を通して、学校教職員と地域の連携体制づくりを推進する。	学校教育課 子育て健康課
保護者等への相談支援事業	①児童虐待に対し、関係機関と連携して課題の解決を行う。	子育て健康課
	②発達・心身の障害や子育て、不登校等の養育に関する保護者の心配事に対して専門職等による相談を行う。	学校教育課 子育て健康課
	③地域子育て支援センター等において相談機会や情報の提供を行うとともに保護者の交流を促す。	子育て健康課

## 重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

事業	事業内容	担当課
相談先の啓発事業	①相談先が掲載されたリーフレットを高齢者及び家族に配布する。	町民福祉課
	②既存の健康教室において自殺対策に関連する情報を周知する。	町民福祉課 子育て健康課
高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進事業	①身近な地域又は送迎による会場で茶話会や軽運動ができる機会を設ける。 ②各種講座や教室への参加及び交流を通して生きがいづくりを行う。	町民福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会 高齢者福祉施設
見守り支援事業	既存の見守り事業実施者に研修を行うとともに、リーフレットを配布する。	総務課 町民福祉課 社会福祉協議会
介護者の支援事業	①介護者からの相談を受ける。	町民福祉課 地域包括支援センター
	②介護者同士の交流会を開催する。	町民福祉課 社会福祉協議会
	③認知症家族への相談体制を強化する。	町民福祉課 地域包括支援センター 高齢者福祉施設
在宅医療・介護連携推進事業	ネットワークに参加し退院時連絡等の連携を強化する。	町民福祉課

## 重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

事業	事業内容	担当課
生活苦に陥った人への支援事業	①生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度との連携を強化する。	町民福祉課 社会福祉協議会 沼田保健福祉事務所
	②公営住宅管理事業において必要に応じて相談先掲載リーフレットを配布する。	地域整備課
	③消費生活相談に対して、沼田市消費生活センターを紹介する。	町民福祉課 観光商工課
	④フードバンク、生活資金貸し付け等の生活困窮者支援事業と連携する。	社会福祉協議会
子育てに関する経済的支援事業	①子育てによる経済的負担を軽減するため、出産祝い金・保育関係補助金等を支給する。	子育て健康課
	②給食費・学用品費等の補助をし就学・進学を支援する。	学校教育課
経営者（事業不振）に対する支援事業	①経営者支援セミナー等においてリーフレットを配布する。 ②中小企業相談を行う人に対しゲートキーパー養成講座の受講を推奨する。	観光商工課
支援につながりにくい人への支援事業	①滞納金等を徴収する職員による「気づき・つなぐ」体制をつくる。	関係課
	②複数の問題を抱えている人の相談に応じるため総合相談窓口を設置する。	町民福祉課

## 重点施策3 就業者の自殺対策の推進

事業名	事業内容	担当課
就業者の相談支援	①総合相談を開設し周知する。	町民福祉課 社会福祉協議会
	②労働問題相談について情報提供をする。	観光商工課
早期支援のための連携	①商工会をはじめとする関係機関と連携し、就業問題の現状について啓発し、相談先を周知する。	観光商工課
	②メンタルヘルス向上のため職域保健と地域保健の連携を促進する。	子育て健康課
健康経営に資する取組	町内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進する。	観光商工課

## みなかみ町生きる支援計画

---

平成31年3月

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 町民福祉課 障害福祉G

子育て健康課 健康推進G

TEL : 0278-62-2111 (代表)

FAX : 0278-62-2291

URL : <http://www.town.minakami.gunma.jp>

---